

監査報告

(対象：令和5事業年度)

独立行政法人通則法（以下「通則法」という。）第19条第4項及び同法第38条第2項の規定に基づき、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）の令和5事業年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務、事業報告書、財務諸表（貸借対照表、行政コスト計算書、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書、利益の処分に関する書類（案）及びこれらの附属明細書）及び決算報告書について監査を実施し、その方法及び結果を取りまとめましたので、以下のとおり報告します。

I 監査の方法及びその内容

各監事は、監事監査規程等に基づき、理事長、副理事長、理事、内部監査部門及び業績評価部門その他職員（以下「役職員等」という。）と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、特に、中期目標等の実施状況、内部統制、法令等遵守、情報システム・情報セキュリティに関する取組状況等を重点監査項目として設定し、役員会、内部統制委員会及び運営委員会その他重要な会議に出席し、役職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁文書等を閲覧し、信用基金において業務、財産の状況及び主務大臣に提出する書類を調査しました。

また、役員（監事を除く。以下同じ。）の職務の執行が通則法、独立行政法人農林漁業信用基金法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他信用基金の業務の適正を確保するための体制（財務報告プロセスを含む。以下「内部統制システム」という。）について、役職員等からその整備及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

さらに、当該事業年度に係る財務諸表及び決算報告書（以下「財務諸表等」という。）並びに事業報告書（会計に関する部分）について検証するに当たっては、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適切な監査を実施しているかを監視及び検討するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から会社計算規則第131条で定める「会計監査人の職務の遂行に関する事項」と同様の事項の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、信用基金の当該事業年度に係る業務、事業報告書及び財務諸表等の監査を行いました。

II 監査の結果

- 1 信用基金の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- 2 内部統制システムに関する業務方法書の記載内容は相当であると認めます。また、内部統制システムに関する理事長の職務の執行について、指摘すべき重大な事項は認められません。
- 3 役員の職務の執行に関する不正の行為又は法令等に違反する重大な事実は認められません。
- 4 会計監査人である有限責任あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- 5 事業報告書は、法令等に従い、信用基金の状況を正しく示しているものと認めます。

III 独立行政法人改革等に関する基本的な方針等過去の閣議決定において定められた監査事項についての意見

- 1 職員の給与水準は概ね妥当であると認めます。
- 2 信用基金の契約は適正に実施されているものと認めます。
- 3 理事長の報酬水準は妥当であると認めます。
- 4 保有資産の見直しは適切に実施されているものと認めます。

令和6年6月20日

独立行政法人農林漁業信用基金

監事

前多保豊

監事（非常勤）

青藤由理子